

# 平成28年度 差別事象検討小委員会

と き 平成28年7月22日(金)午後1時30分～

ところ とりぎん文化会館 第4会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1)会議の公開、非公開について ..... 1 ページ

(3)差別事象について ..... 8 ページ

4 その他

・差別解消方策の検討について ..... 9 ページ

5 閉 会

## 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】 任期：平成27年5月22日から平成29年3月31日まで

氏名	所属・活動等	備考
やまだ アベ山田 マリア ルイサ	鳥取県国際交流財団 理事	
あらます まさのぶ 荒益 正信	鳥取県人権教育アドバイザー	
いまだ たまみ 今度 珠美	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
しもよし しんじ 下吉 真二	部落解放同盟倉吉市協議会 副委員長	
やまもと まさよ 山本 誠代	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長	
よしおか のぶゆき 吉岡 伸幸	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士	

6名：(50音順)

### 【事務局】

氏名	所属・職名	備考
中林 宏敬	人権局 局長	
中井 徹男	人権局 人権・同和対策課長	
岸根 弘幸	教育委員会事務局 人権教育課長	
田中 新一郎	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
牧田 礼次郎	教育委員会事務局 人権教育課 学校教育担当 係長	

## ○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日  
鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

## 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

## (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

## (県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

## (基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

- 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。
- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
    - (1) 相談者への助言
    - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
    - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
    - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
  - 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
  - 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

- 第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
  - 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)
- 2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成8年7月26日  
鳥取県規則第56号

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則をここに公布する。

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第8条第5項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、小委員会に準用する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## ○鳥取県情報公開条例(抄)

## 第4章 情報公開の一層の推進

## (情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

## (情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

## (計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

## (会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。  
ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

## ○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成12年3月31日  
鳥取県告示第218号

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

### 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

#### 1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「公開条例」という。)第37条第2項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

#### 3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとき及び次のいずれかに該当する場合であって4により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が3の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に3の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該3の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

#### 5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

## 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定  
総務部長通知  
平成15年2月25日改正  
総務部長通知  
平成25年3月23日改正  
未来づくり推進局長通知  
平成25年11月18日改正  
未来づくり推進局長通知

### 1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

### 2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議を行い、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

### 3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限りられる。



- (3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

#### 4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

- (1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。
- (2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。
- (3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。
- (4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。
- ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。  
なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。
- イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。
- ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。
- エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。
- オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以下略 ～

## 差別事象の概要(平成28年1月～平成28年6月)

## 1 差別落書

発生日時	平成28年3月25日(金)～27日(日)頃
場 所	鳥取市内の県立の文化施設
内 容	1階男子トイレ個室の壁面に黒マジックで、差別用語を使った落書き(一部判読不能)があったもの。 なお、この落書きの発見者は施設の関係者に連絡したが、施設の責任者に報告がされず、現場の記録等の必要な対応がされないまま消去され、後日、発見者から鳥取市を通じて県に報告があった。(鳥取市から県への報告は4月12日)
対応概要	<p>4月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県担当課が当該施設の指定管理者に確認をとったところ、落書きの件は鳥取市からの報告内容と一致した。</li> <li>・ 県担当課は所管の4施設に対して対応の周知徹底を依頼したほか、課内の研修を実施して対応の周知徹底を図った。</li> <li>・ 当該施設の指定管理者は、差別落書きがあった際の対応要領はあったが、今回の事象を受けて、改めて組織内にその周知徹底を図った。</li> </ul> <p>4月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該施設の県担当課も含めた部局の県職員を対象に、同和問題についての研修を実施した。</li> </ul> <p>4月25日、5月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該指定管理者の全職員等を対象に、同和問題についての研修を実施した。</li> </ul> <p>5月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の全所属に対して、落書き事象が発生した際にはその背景等も考察のうえ、現場の記録や関係機関への報告等、適切に対応するよう、改めて周知徹底の通知を行った。</li> </ul> <p>7月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副知事を委員長とする県の人権尊重の社会づくり委員会において、県の各部長へ差別落書き発生時の対応の徹底について周知した。</li> </ul>

## 2 電話での同和地区の問合せ

発生日時	平成28年5月26日(木)午後2時
場 所	倉吉市役所への同和地区問合せの電話
内 容	県中部地区に引っ越し予定があるが、住む場所の判断材料にしたいたの理由で、鳥取県西部在住と名乗る男性が倉吉市内のとある地区名を挙げて、そこが同和地区かどうか教えてほしい旨の問合せの電話が倉吉市役所人権局にあったもの。
対応概要	<p>平成28年5月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉吉市企画審議会に事象を報告するとともに、この事象を全職員に周知徹底し職員対応の充実を図った。また、倉吉市職員の職場内人権研修のテーマに取り上げることとした。</li> <li>・ 倉吉市内各地区同和(人権)教育研究会等に情報提供し、市民啓発を推進する。</li> </ul>

## 差別解消方策の検討について

### 1 背景

- 様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案について、自治体レベルでは独立した救済機関の設置権限がないなどの限界がある。  
鳥取県では平成19年度から毎年、国に対して実効性のある救済制度を早急に確立するよう要望している。
- 一方で、同和関係者から、県は国への要望を行うだけでなく、県が一步進んで「何が差別にあたるのか」「被害者の救済はどうやるべきか」を示すべき、との意見が上がっている。

#### 【国の動き】

- 平成24年11月に、独立した人権救済機関を設けて、人権侵害行為についてより実効的な救済を図ることを定めた人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案が閣議決定されたが、衆議院が解散されたことに伴い廃案となった。
- 平成28年5月24日に、いわゆるヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が可決、成立し、6月3日に施行された。
- また、平成28年5月に以下の法律案が国会に付託され、現在、継続審議となっている。  
部落差別の解消の推進に関する法律案  
性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案

### 2 検討

差別の解消や被害者救済について県としてどのような方策が考えられるのか、その可能性や課題等について、引き続き、差別事象検討小委員会の意見を伺いたい。

### 3 前回の差別事象検討小委員会での意見等

大阪府が平成27年10月に策定した「差別のない社会づくりのためのガイドライン」を参考資料として添付し、差別の解消や被害者救済について県としてどのような方策が考えられるのか、その可能性や課題等について意見を伺った。

#### <議事要旨>

- 鳥取県では人権尊重の社会づくり条例に基づいて相談ネットワークが一つの救済措置として取り組まれている。ただ、予防措置、差別の未然防止という点で、ガイドラインというものはできていない。大阪府でも最初に公権力の介入ということをきちんと押さえており、大阪府のガイドラインは参考になる。
- 今までの差別事象とか事例を挙げて、こういう行為は差別行為ですよと県民に理解していただく取り組みが、外の機関でできないかということを検討してもいいのではないか。
- 表現の自由は民主国家の基礎となる重要な権利ではあるが、当然のことながらどんな表現でも許される訳ではない。ただ、裁判所が示している基準によれば、かなり高度な明白な危険性がなかったら表現の自由というのは原則的に制限できないという判断をしている以上、差別の解消や被害者救済の措置を検討するに際しても、表現の自由を過度に制約することにならないよう、慎重に対応するのが望ましい。
- 何が差別だということに焦点を当てて行政としての県が踏み込んでいくのは注意しないといけないが、大阪府のガイドラインの、裁判所が表現の自由を乗り越えて違法だと認定している事例を数多くあげて一つの指標にしようというやり方はよく考えられており、こういう方法はされてもいいと思う。

- 大阪府のガイドラインに掲載されている裁判例を見ると、逆に、一番裁判になじみにくいのが同和問題と言える。結婚差別、土地差別などの同和問題が裁判で争われることは考えにくいのではないか。
- 救済について考えるとき、予防という意味の方策なのか、それとも何かことが起こった後での文字通りの救済なのか。
- どちらかという予防のほうではないかと思う。

<まとめ>

- 大阪府のガイドラインは一つの大きな参考になる。未然防止につなげる県民の意識啓発につながるようなものを作れるかということについては検討してみる意味あり。